

(別紙5)

《補助金の主な対象品目実績事例》

事業名	分類	用途	対象用品	備考
きらめき保育事業補助金	教材費	本類	・月刊誌・絵本類	税込み単価2万円以内で園児が直接使用するもの。
		文具類	・はさみ・のり・クレヨン・パステル・えのぐ・ペン類・鉛筆・色えんぴつなど	
		テープ類	・セロテープ・飾り付用テープ・カラーテープなど	
		教材用品	・折り紙・画用紙・ノート類・粘土	
		教材用栽培材料費	・苗・種・土・肥料・プランターなど	
		おもちゃ類	・パズル、積木類など室内遊び用 ・砂場セットなど外遊び用	
	行事費	各種行事の施設使用料	・行事のための施設使用料・クーラー代など	各種行事用に保護者からの徴収をできるだけ軽減するための補助金です。
		入園式・卒園式・誕生会などの必要用品	・飾り付け材料・アルバム・証書用紙・ケーキ・プレゼントなど	
		運動会・発表会など、園児へのご褒美品	・ノート・縄跳び・おもちゃなど	
		車両借上料	・遠足のバス借上など	
		大型運動遊具等	・大型マット・跳び箱など	
		舞台などの必要用品	・音響機器、CDやDVDなど、発表会・運動会用の必要用品	
		楽器類	・太鼓・笛・メロディオンなど	
		衣装類	・発表会園児用衣装材料など	
その他	・発表会用用具・セット類など			

※学童児童に係るものは対象ではありません。

※送料・工賃は対象とします。

※購入に係る保証料は、施設で負担下さい。

きらめき保育事業教材費は、表にある品目または類似する品目での実施をお願い致します。

※出席ノート(貼付用シール含む)、連絡帳、帽子・衣類(保育時用)は対象外です。

※主に行事で使用(練習を含め)するものは行事費で実施下さい。